

4) 国・県・市・市民の連携による計画の推進

(1) 歴史的風土保存区域の指定拡大

古都鎌倉の歴史的風土保存区域は、国の歴史的風土審議会の審議を経て、平成12年3月17日に指定区域の拡大(14地区、計33.0ha)が図られた。

①指定拡大の経過

鎌倉市では、平成8年4月に策定した鎌倉市緑の基本計画において、歴史的風土保存区域の指定拡大と現行指定区域を含む樹林地部分の歴史的風土特別保存地区への格上げの方向が示されたほか、翌平成9年3月に作成した「鎌倉市緑の基本計画の推進に関する提言書」でも、国・県に対する歴史的風土保存区域及び特別保存地区の指定拡大要請が提言された。

一方、国においては、平成8年12月に歴史的風土審議会に古都保存問題等検討小委員会が設置され、翌平成9年12月には同検討小委員会による鎌倉市での調査審議及び現況調査が実施された。

こうした調査・審議を踏まえ、歴史的風土審議会は、平成10年3月の第45回審議会において、内閣総理大臣に対し「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」の意見具申を行った。この中で、当面取り組むべき課題として、鎌倉市の歴史的風土保存区域に対する指定拡大の必要性が述べられている。

このような経過を経て、平成11年11月の第48回歴史的風土審議会で鎌倉市等の歴史的風土保存区域の変更(案)について諮問及び答申がなされ、平成12年1月の政令の一部改正を受けて、平成12年3月17日に新しい歴史的風土保存区域が告示された。

資料11 鎌倉市歴史的風土保存区域の指定に関する官報の告示(平成12年3月17日)号外第50号

名称	区	面積	摘要
鎌倉市及び近郊区歴史的風土保存区域	鎌倉市十二所、浄明寺四丁目及び二階堂の各一部	約一四二ヘクタール	朝比奈地区
	鎌倉市十二所、浄明寺三丁目、浄明寺四丁目、扇ガ谷三丁目、扇ガ谷四丁目、御成町、佐助一丁目、佐助二丁目、雪ノ下一丁目、雪ノ下二丁目、西御門一丁目、西御門二丁目、今泉五丁目、今泉六丁目、今泉七丁目、今泉八丁目、今泉九丁目、今泉十丁目、今泉十一丁目、今泉十二丁目、今泉十三丁目、今泉十四丁目、今泉十五丁目、今泉十六丁目、今泉十七丁目、今泉十八丁目、今泉十九丁目、今泉二十丁目、今泉二十一丁目、今泉二十二丁目、今泉二十三丁目、今泉二十四丁目、今泉二十五丁目、今泉二十六丁目、今泉二十七丁目、今泉二十八丁目、今泉二十九丁目、今泉三十丁目、今泉三十一丁目、今泉三十二丁目、今泉三十三丁目、今泉三十四丁目、今泉三十五丁目、今泉三十六丁目、今泉三十七丁目、今泉三十八丁目、今泉三十九丁目、今泉四十丁目、今泉四十一丁目、今泉四十二丁目、今泉四十三丁目、今泉四十四丁目、今泉四十五丁目、今泉四十六丁目、今泉四十七丁目、今泉四十八丁目、今泉四十九丁目、今泉五十丁目、今泉五十一丁目、今泉五十二丁目、今泉五十三丁目、今泉五十四丁目、今泉五十五丁目、今泉五十六丁目、今泉五十七丁目、今泉五十八丁目、今泉五十九丁目、今泉六十丁目、今泉六十一丁目、今泉六十二丁目、今泉六十三丁目、今泉六十四丁目、今泉六十五丁目、今泉六十六丁目、今泉六十七丁目、今泉六十八丁目、今泉六十九丁目、今泉七十丁目、今泉七十一丁目、今泉七十二丁目、今泉七十三丁目、今泉七十四丁目、今泉七十五丁目、今泉七十六丁目、今泉七十七丁目、今泉七十八丁目、今泉七十九丁目、今泉八十丁目、今泉八十一丁目、今泉八十二丁目、今泉八十三丁目、今泉八十四丁目、今泉八十五丁目、今泉八十六丁目、今泉八十七丁目、今泉八十八丁目、今泉八十九丁目、今泉九十丁目、今泉九十一丁目、今泉九十二丁目、今泉九十三丁目、今泉九十四丁目、今泉九十五丁目、今泉九十六丁目、今泉九十七丁目、今泉九十八丁目、今泉九十九丁目、今泉百丁目	約三〇八ヘクタール	八幡宮地区
	鎌倉市材木座二丁目、材木座四丁目、材木座六丁目、大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、大町四丁目、大町五丁目、大町六丁目、大町七丁目、大町八丁目、大町九丁目、大町十丁目、大町十一丁目、大町十二丁目、大町十三丁目、大町十四丁目、大町十五丁目、大町十六丁目、大町十七丁目、大町十八丁目、大町十九丁目、大町二十丁目、大町二十一丁目、大町二十二丁目、大町二十三丁目、大町二十四丁目、大町二十五丁目、大町二十六丁目、大町二十七丁目、大町二十八丁目、大町二十九丁目、大町三十丁目、大町三十一丁目、大町三十二丁目、大町三十三丁目、大町三十四丁目、大町三十五丁目、大町三十六丁目、大町三十七丁目、大町三十八丁目、大町三十九丁目、大町四十丁目、大町四十一丁目、大町四十二丁目、大町四十三丁目、大町四十四丁目、大町四十五丁目、大町四十六丁目、大町四十七丁目、大町四十八丁目、大町四十九丁目、大町五十丁目、大町五十一丁目、大町五十二丁目、大町五十三丁目、大町五十四丁目、大町五十五丁目、大町五十六丁目、大町五十七丁目、大町五十八丁目、大町五十九丁目、大町六十丁目、大町六十一丁目、大町六十二丁目、大町六十三丁目、大町六十四丁目、大町六十五丁目、大町六十六丁目、大町六十七丁目、大町六十八丁目、大町六十九丁目、大町七十丁目、大町七十一丁目、大町七十二丁目、大町七十三丁目、大町七十四丁目、大町七十五丁目、大町七十六丁目、大町七十七丁目、大町七十八丁目、大町七十九丁目、大町八十丁目、大町八十一丁目、大町八十二丁目、大町八十三丁目、大町八十四丁目、大町八十五丁目、大町八十六丁目、大町八十七丁目、大町八十八丁目、大町八十九丁目、大町九十丁目、大町九十一丁目、大町九十二丁目、大町九十三丁目、大町九十四丁目、大町九十五丁目、大町九十六丁目、大町九十七丁目、大町九十八丁目、大町九十九丁目、大町百丁目	約一七四ヘクタール	大町材木座地区
	鎌倉市長谷五丁目、金城並びに長谷一丁目、長谷二丁目、長谷三丁目、長谷四丁目、長谷五丁目、長谷六丁目、長谷七丁目、長谷八丁目、長谷九丁目、長谷十丁目、長谷十一丁目、長谷十二丁目、長谷十三丁目、長谷十四丁目、長谷十五丁目、長谷十六丁目、長谷十七丁目、長谷十八丁目、長谷十九丁目、長谷二十丁目、長谷二十一丁目、長谷二十二丁目、長谷二十三丁目、長谷二十四丁目、長谷二十五丁目、長谷二十六丁目、長谷二十七丁目、長谷二十八丁目、長谷二十九丁目、長谷三十丁目、長谷三十一丁目、長谷三十二丁目、長谷三十三丁目、長谷三十四丁目、長谷三十五丁目、長谷三十六丁目、長谷三十七丁目、長谷三十八丁目、長谷三十九丁目、長谷四十丁目、長谷四十一丁目、長谷四十二丁目、長谷四十三丁目、長谷四十四丁目、長谷四十五丁目、長谷四十六丁目、長谷四十七丁目、長谷四十八丁目、長谷四十九丁目、長谷五十丁目、長谷五十一丁目、長谷五十二丁目、長谷五十三丁目、長谷五十四丁目、長谷五十五丁目、長谷五十六丁目、長谷五十七丁目、長谷五十八丁目、長谷五十九丁目、長谷六十丁目、長谷六十一丁目、長谷六十二丁目、長谷六十三丁目、長谷六十四丁目、長谷六十五丁目、長谷六十六丁目、長谷六十七丁目、長谷六十八丁目、長谷六十九丁目、長谷七十丁目、長谷七十一丁目、長谷七十二丁目、長谷七十三丁目、長谷七十四丁目、長谷七十五丁目、長谷七十六丁目、長谷七十七丁目、長谷七十八丁目、長谷七十九丁目、長谷八十丁目、長谷八十一丁目、長谷八十二丁目、長谷八十三丁目、長谷八十四丁目、長谷八十五丁目、長谷八十六丁目、長谷八十七丁目、長谷八十八丁目、長谷八十九丁目、長谷九十丁目、長谷九十一丁目、長谷九十二丁目、長谷九十三丁目、長谷九十四丁目、長谷九十五丁目、長谷九十六丁目、長谷九十七丁目、長谷九十八丁目、長谷九十九丁目、長谷百丁目	約二〇七ヘクタール	長谷極楽寺地区
	鎌倉市山ノ内、今泉三丁目、今泉四丁目、今泉五丁目、今泉六丁目、今泉七丁目、今泉八丁目、今泉九丁目、今泉十丁目、今泉十一丁目、今泉十二丁目、今泉十三丁目、今泉十四丁目、今泉十五丁目、今泉十六丁目、今泉十七丁目、今泉十八丁目、今泉十九丁目、今泉二十丁目、今泉二十一丁目、今泉二十二丁目、今泉二十三丁目、今泉二十四丁目、今泉二十五丁目、今泉二十六丁目、今泉二十七丁目、今泉二十八丁目、今泉二十九丁目、今泉三十丁目、今泉三十一丁目、今泉三十二丁目、今泉三十三丁目、今泉三十四丁目、今泉三十五丁目、今泉三十六丁目、今泉三十七丁目、今泉三十八丁目、今泉三十九丁目、今泉四十丁目、今泉四十一丁目、今泉四十二丁目、今泉四十三丁目、今泉四十四丁目、今泉四十五丁目、今泉四十六丁目、今泉四十七丁目、今泉四十八丁目、今泉四十九丁目、今泉五十丁目、今泉五十一丁目、今泉五十二丁目、今泉五十三丁目、今泉五十四丁目、今泉五十五丁目、今泉五十六丁目、今泉五十七丁目、今泉五十八丁目、今泉五十九丁目、今泉六十丁目、今泉六十一丁目、今泉六十二丁目、今泉六十三丁目、今泉六十四丁目、今泉六十五丁目、今泉六十六丁目、今泉六十七丁目、今泉六十八丁目、今泉六十九丁目、今泉七十丁目、今泉七十一丁目、今泉七十二丁目、今泉七十三丁目、今泉七十四丁目、今泉七十五丁目、今泉七十六丁目、今泉七十七丁目、今泉七十八丁目、今泉七十九丁目、今泉八十丁目、今泉八十一丁目、今泉八十二丁目、今泉八十三丁目、今泉八十四丁目、今泉八十五丁目、今泉八十六丁目、今泉八十七丁目、今泉八十八丁目、今泉八十九丁目、今泉九十丁目、今泉九十一丁目、今泉九十二丁目、今泉九十三丁目、今泉九十四丁目、今泉九十五丁目、今泉九十六丁目、今泉九十七丁目、今泉九十八丁目、今泉九十九丁目、今泉百丁目	約一五八ヘクタール	山ノ内地区
合計		約九八九ヘクタール	

○総理府告示第十二号
 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)第四条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、鎌倉市歴史的風土保存区域の指定の件(昭和六十一年十二月十五日総理府告示第二十六号)の全部を次のように改正し、同条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。ただし、その効力は、平成十二年三月三十一日から生ずるものとする。その区域を表示する図面は、神奈川県庁、鎌倉市役所及び逗子市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。
 平成十二年三月十七日
 内閣総理大臣 小淵 恵三



②歴史的風土審議会の意見具申の内容（平成10年3月19日）

歴史的風土審議会は、第45回審議会において、内閣総理大臣に対し「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」の意見具申を行った。この中で当面取り組むべき課題として、以下のような意見が述べられた。

資料12 歴史的風土審議会の意見具申の内容（鎌倉市に関連する部分を抜粋）

古都における歴史的風土を今後とも適切に保存するため、当面、次のような課題に取り組むべきである。

(1)歴史的風土保存区域の拡大について

歴史的風土保存区域は、古都保存法施行後に当初の指定がなされた後、その後の必要に応じて、それぞれの区域の拡大が行われている。このうち、京都市歴史的風土保存区域は、市街化の進展に伴う歴史的風土の保存の必要から平成7年6月に一部拡大が行われたところであり、奈良県においては、遺跡の発掘に伴い区域拡大の可能性が残るものの、総じて的確な対応がなされている。

一方、鎌倉市においては、現行の保存区域に連坦し、かつ保存区域の指定がなされていない樹林地が一部に残存していることから、保存区域の境域の整齊に伴う区域の拡大を行う必要がある。

また、現行の鎌倉市歴史的風土保存計画において歴史的風土の主体とされている名越切通し及び朝比奈切通しについては、鎌倉市域以外の部分についても、鎌倉市歴史的風土保存区域と一体の区域として保存すべきものである。

このため、名越切通しの鎌倉市以外の部分については、歴史的風土のより一層適切な保存を図るため、保存区域に指定する必要がある。

なお、朝比奈切通しの鎌倉市域以外の部分については、既に相当部分が緑地保全地区等に定められており、かつ、今後さらに緑地保全地区等の拡大が予定されていることから、当面、それらの制度に基づき保存するものとする。

(2)歴史的風土保存計画の充実について

古都における歴史的風土をより一層適切に保存するため、保存計画の内容を充実する必要がある。その際、守るべき歴史的風土をより明らかにするとともに、歴史的風土の維持保存に関する事項を整理する必要がある。

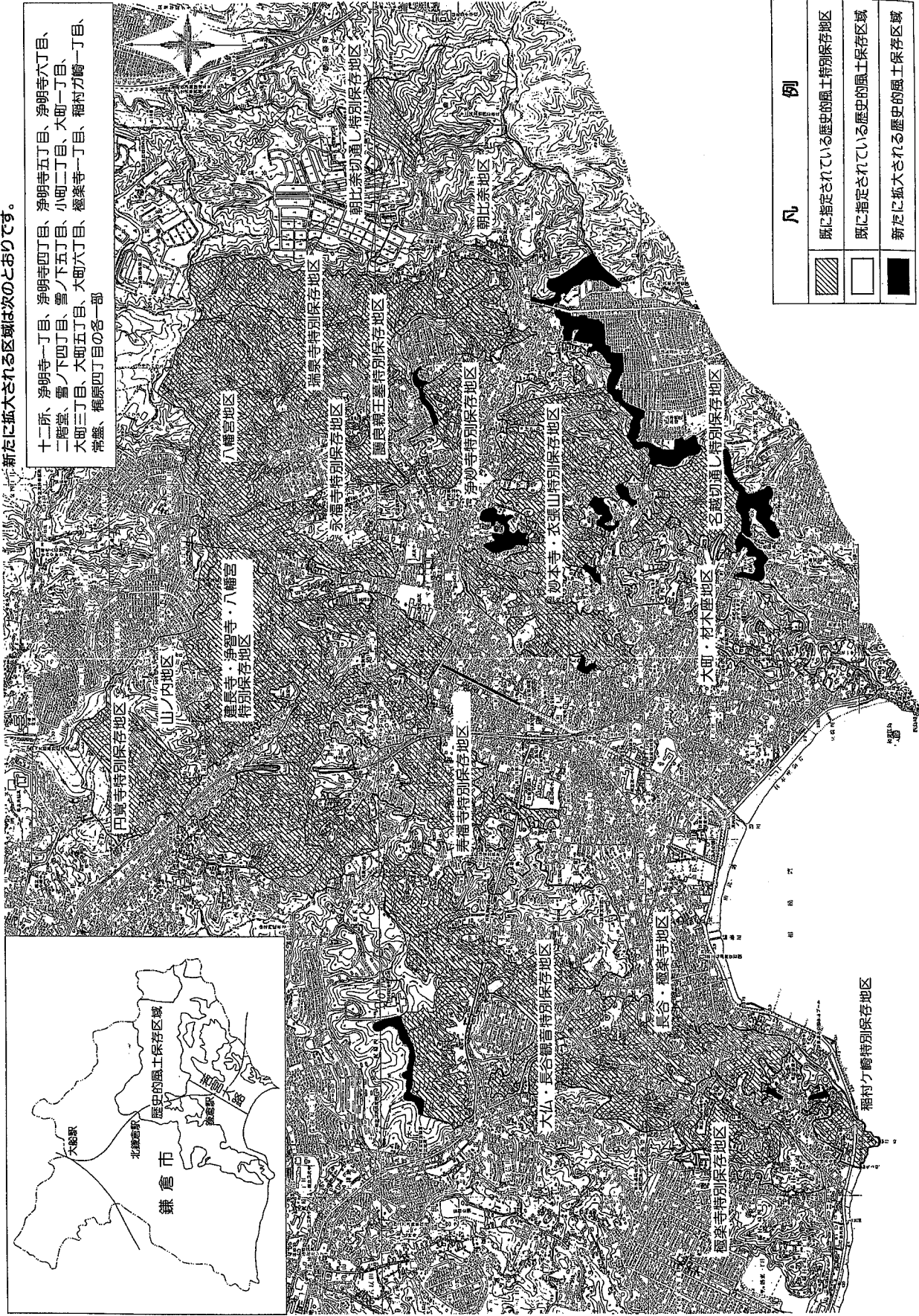
さらに今後は、それぞれの地域の特性に応じて古都における歴史的風土の保存の充実を図るため、国と地方公共団体の適切な役割分担の下に、歴史的風土保存の必要性に応じ、府県レベルの計画の策定等施策の総合的な推進を進める必要がある。

(5)歴史的風土の保存に係る自発的活動の促進について

歴史的風土の保存に係る国民の自発的活動を促進していくため、歴史的風土の保存についてより一層の普及啓発の促進を図るとともに、国民の参加意識及び保存に対する意欲の向上を促すための仕組みを検討する必要がある。

また、人材の派遣、活動資金の助成、活動ノウハウや先進事例の紹介等の提供、活動の場の提供など多様な支援策を展開し、自発的活動との間にパートナーシップを構築する必要がある。

図1 鎌倉市歴史的風土保存区域の指定拡大区域



資料13 鎌倉市歴史的風土保存区域の変更についての建設省担当課による解説

建設省 都市局都市計画課 古澤 達也「鎌倉市歴史的風土保存区域の変更について」
『新都市』 第54巻3号、(財)都市計画協会発行、2000年3月 を転載

はじめに

歴史的風土審議会においては、今後の古都保存行政のあり方について検討を進めるため、平成8年12月に古都保存問題等検討小委員会(委員長 豊蔵 一)を設置し検討を進め、平成10年3月の第45回歴史的風土審議会において小委員会報告を行い、報告を踏まえ審議会において内閣総理大臣宛に意見具申「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」を行ったところである。

当該意見具申をふまえ、平成11年11月の第48回歴史的風土審議会において、鎌倉市及び逗子市にわたる歴史的風土保存区域の変更(案)について諮問をおこない、妥当である旨答申をいただいたところであり、本稿においてはその内容について紹介するものである。

鎌倉の歴史的風土について

京都、奈良と並び、鎌倉が「古都」として政治、文化の中心地に発展したのは1192年に源頼朝が幕府を開いてからである。当地は鶴岡八幡宮を中心として、三方を大小さまざまな谷がひだのように複雑に入り組んでいる山々に囲まれ、南は海という防備上恵まれた自然条件を持っており、現在においても、鎌倉時代を中心とする重要な建造物や遺跡が存在し、これらの背後の丘陵や谷戸、海などの自然的環境が一体となって鎌倉独自の風土が構成されている。

鎌倉市においては、上流階級の別荘地、海水浴場等の風致景勝を保全するために昭和13年より風致地区の指定がなされてきたところであるが、昭和39年、鶴岡八幡宮の裏山「御谷(おやつ)」地区における宅地開発が計画されたことが一つの契機となり、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が制定され、鎌倉市においても歴史的風土保存区域の指定、及び歴史的風土特別保存地区の都市計画が定められることとなった。

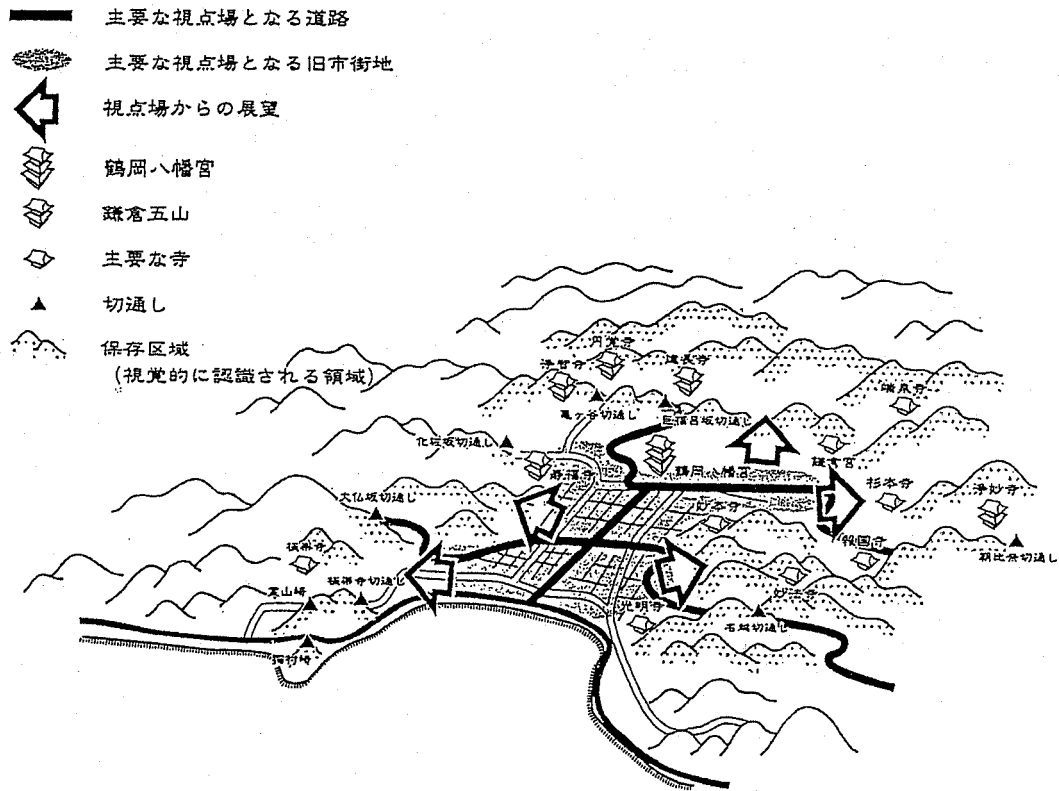


図1 鎌倉における守るべき歴史的風土の概念図

鎌倉市においては、歴史的建造物、遺跡等と一体となった自然的環境について、地形や植生状態の景観上の一体性、旧市街地、若宮大路等の主要な場所からの眺望等の景観上の一体性等、主として視覚的に認識される区域を、国が守るべき歴史的風土と位置づけ、歴史的風土保存区域の設定を行っている（図1）。歴史的建造物である寺院、切通し等が、周辺の自然的環境と一体となって鎌倉の旧市街を囲んでいることから、道路や旧市街を視点場として、視点場からの展望域について保存区域を指定しており、昭和41年に朝比奈地区、八幡宮地区、大町材木座地区、長谷極楽寺地区、山ノ内地区の5地区、面積約695haを指定し、その後昭和48年に243ha、昭和61年に13ha拡大し、現在は約956haが指定されている。

今回の拡大の概要について

今回の拡大においては、平成10年3月の意見具申において、当面取り組むべき課題として、鎌倉市における保存区域の整齊による区域の拡大と、鎌倉市以外の名越切通し部分における歴史的風土保存区域の指定についてうたわれていることをふまえ、鎌倉市の歴史的風土保存区域について全般的な見直しを行い、地形、植生状態や眺望等景観上の一体性の観点から保存区域の拡大を行ったものである（図2 区域番号(1)～(11)）。

併せて市内の歴史的風土保存区域の境域を精査し、保存区域と一体となる区域を拡大したものである。具体的には常盤御所跡と一体となる北側の区域（図2 区域番号(12)）、及び鶴岡八幡宮の参道である若宮大路のうち、道路中央に一段高く築かれている「段葛（写真1）」（図2 区域番号(13)）について、往時の面影をのこしており、鶴岡八幡宮及び背後丘陵と一体となった景観として保存するため、区域の拡大を行ったものである。



写真1 段葛

鶴岡八幡宮と由比ヶ浜を結ぶ「若宮大路」の中央の一段高い参道



写真2 切通し

隣国との交通路として、山の尾根部分を切り割って造られた道。生活道としてだけでなく、防御施設としての役割も備えていた

さらに、「鎌倉における歴史的風土」を再検討し、地形、植生状態や眺望等景観上の一体性の観点から、行政区域をまたがる逗子市にまで保存区域を拡大したものである（図2 区域番号(14)）。具体的には、現在「鎌倉七口（切通し）」の一つとして三浦と鎌倉をつなぐ重要な交通路及び一大要塞地であった「名越切通し（写真2）」について、切通しを中心とした要塞地としての遺構をもっともよくとどめている国の史跡であり、周辺の自然的環境と一体となって良好な鎌倉の歴史的風土を構成しており、従来より鎌倉市側については大町・材木座保存区域における保存すべき歴史的風土の主体として保存されてきたところであるが、従前は古都保存法の対象とならなかった逗子市側についても、主として景観上の一体性の観点から鎌倉市の歴史的風土と一体の区域として保存されるべき区域について保存区域の拡大を行ったものである。

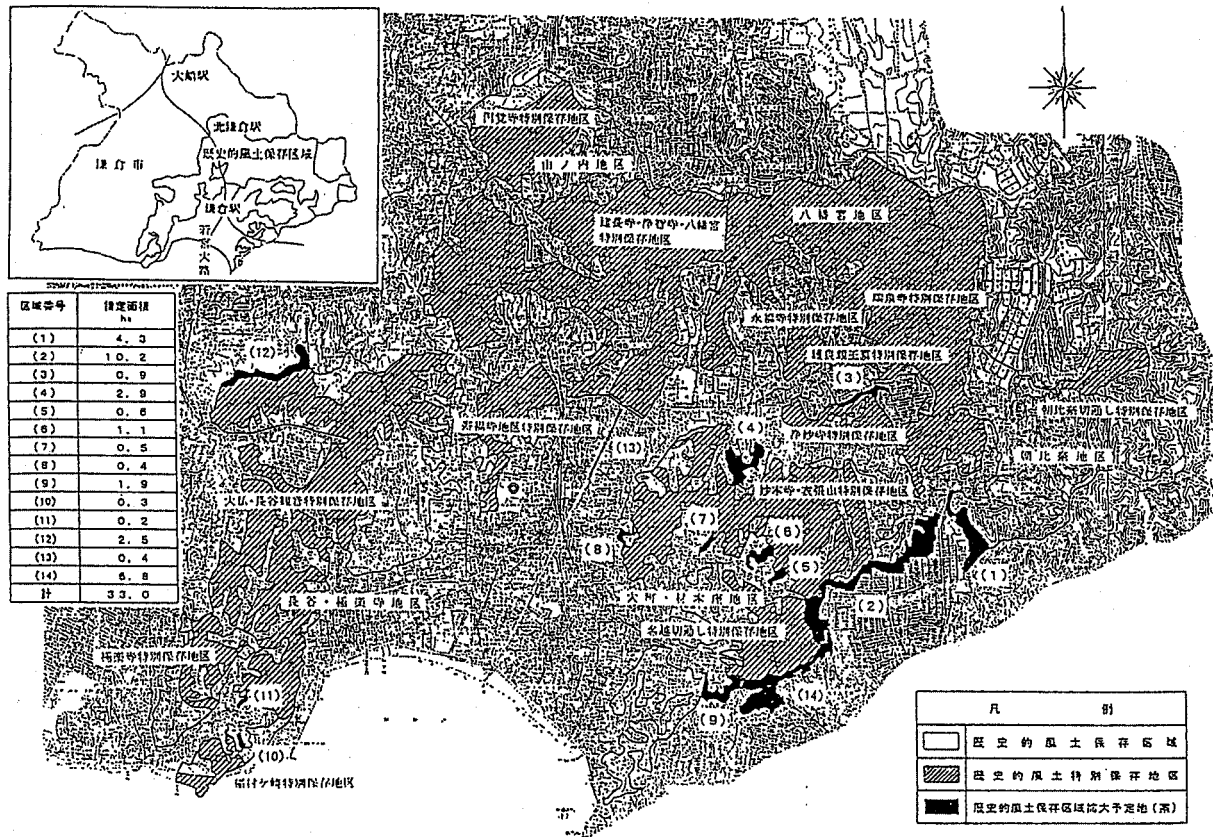


図2 鎌倉市歴史的風土保存区域変更(案)区域図

これらにより、全体で約33haの保存区域が拡大され、合計で約989haとなったところである。

なお、逗子市は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」における「古都」ではなかったことから、逗子市に歴史的風土保存区域を指定するため、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第2条第1項の市町村を定める政令」を平成12年1月に改正し、逗子市を古都に位置づけたところである。この改正を踏まえ、平成12年3月17日に総理府より区域変更の告示がなされている。

なお、意見具申の全文や、今回の保存区域拡大の概要等については、歴史的風土審議会のホームページ (<http://www.hs.moc.go.jp/city/singikai/rekifu/rekifu.html>) にも掲載しているので、本稿と併せて閲覧頂ければ幸いです。

注) ・以下、「4. 当面取り組むべき課題」の内容を省略。本計画書の211頁に引用。

・今回の歴史的風土保存区域の変更に関する国の解説文は3つあるが、ここでは、内容が最も詳細に述べられているものを選択して掲載している。



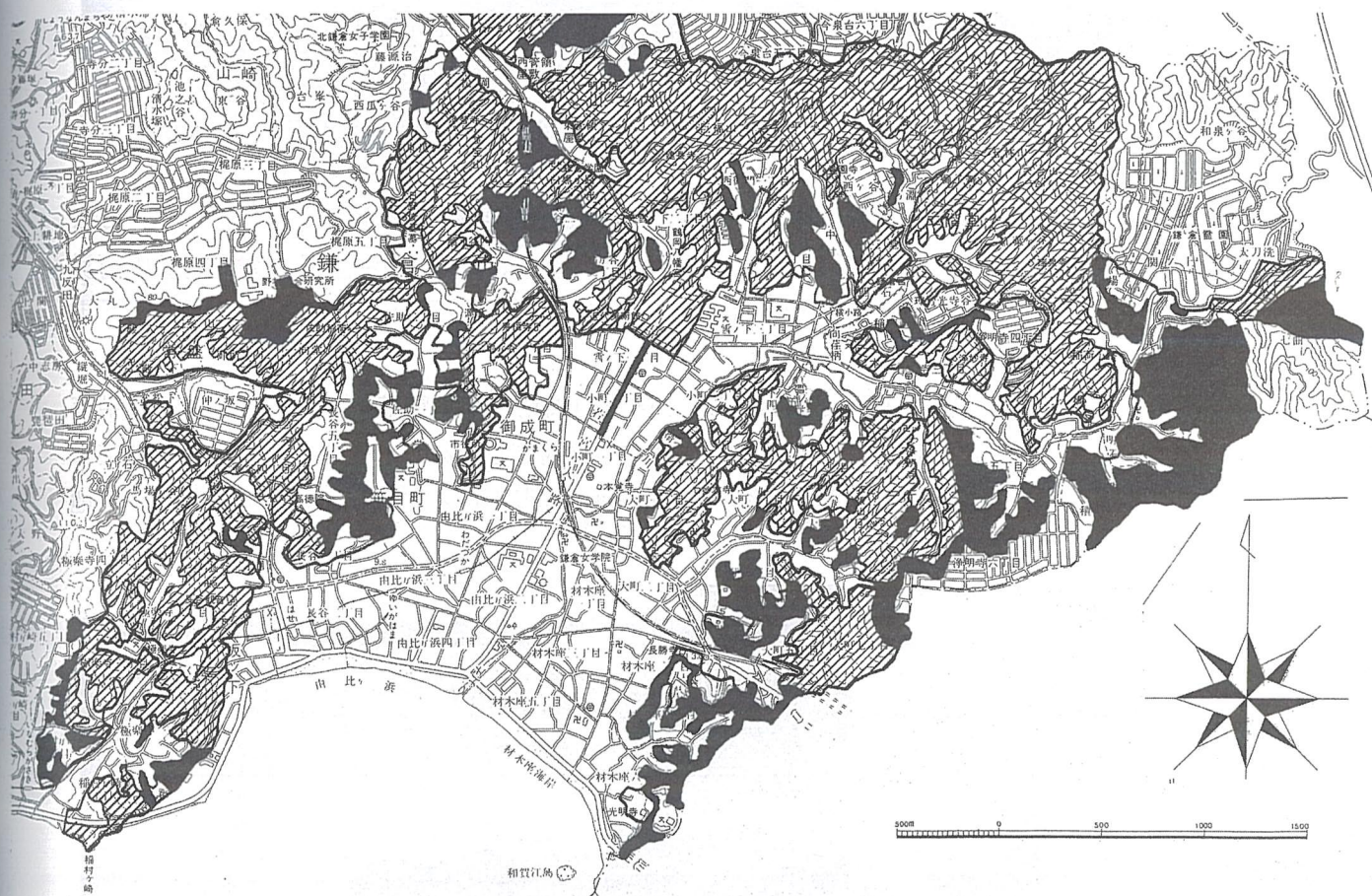
中世鎌倉模型写真
(国立歴史民俗博物館所蔵)

(2) 歴史的風土特別保存地区の指定拡大

鎌倉市緑の基本計画では、古都鎌倉の歴史的風土の保存について、施策方針で歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定拡大要請をうたっている。

このうち、歴史的風土保存区域については平成12年3月17日に指定が拡大されたことから、今後は歴史的風土特別保存地区の指定拡大要請を図っていくものとする。

図2 歴史的風土特別保存地区の指定候補地



	歴史的風土保存区域
	既指定 歴史的風土特別保存地区
	歴史的風土特別保存地区の指定候補地

(3) 鎌倉中央公園の整備

鎌倉市は、大船地域から深沢地域にかけての市街化区域に残る樹林地を対象に、現存する谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全を図り、自然とのふれあい、農林作業体験、レクリエーション、市民交流等の余暇活動の多様化に対する施設を導入するとともに、大震災時に避難できる防災公園としての機能を併せ持つ市の総合公園（面積約23.7ha）を整備している。

①公園の整備状況

この鎌倉中央公園は、昭和41年3月2日の都市計画決定後、昭和55年6月27日に事業認可を取得し、全体を3つの工区に分けて整備を進めており、この内庭園植物園、湿生花園、食材園、芝生広場、子供の森、管理事務所等を持つ第1工区（面積約8.5ha）については、平成9年6月に開園している。

鎌倉市では、市民参加型の公園のあり方として、公園の維持管理を行政だけが行うのではなく、市民の協力のもとに公園の管理運営を行う計画として、平成9年度から鎌倉中央公園運営協議会を設立し、公園の維持管理や各種企画の運営、提案に市民の参加協力を得て行き、「市民に親しまれる公園づくり」を目指している。

平成8年度以降の整備実績としては、第1工区での園路・広場整備、植栽、管理施設整備等に加え、第3工区での管理施設や休養施設及び園路整備等を進めているほか、こうした整備に併せて平成8年～11年度の4年間で計4.67haの土地の取得を行っており、全体で約94%の用地取得が行われている。

図3 鎌倉中央公園計画平面図





上池と周囲の樹林地

樹林地に包まれた谷戸の風景が楽しめる。



庭園植物園

庭園風の景観美を備えた樹木見本園で、多くの樹種が見られる。

鎌倉中央公園では、散策・休養・遊びなどの他、緑のレンジャーの協力による自然観察会等が活発に行われており、身近な自然とのふれあい活動の場、環境学習の場として有効に活用されている。



鎌倉中央公園での自然観察会 (土の中の生き物観察)

緑のレンジャーの活動の一つとして行われている。



(4) (財) 鎌倉風致保存会による緑の維持管理活動

市と市民の連携によるものとして、(財) 鎌倉風致保存会による樹林地等の維持管理活動が挙げられる。

市は「鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき、昭和58年度より毎年市費を積み立て、(財) 鎌倉風致保存会へ寄付している。保存会は、先人から受け継がれてきた貴重な古都の環境を市民自らの手で守り育てていくため、この基金を活用し、取得した土地の自然環境保存事業、歴史的建造物の保存事業、樹林管理を行うみどりのボランティア活動、古都鎌倉の世界遺産登録等の活動に取り組んでいる。

(財) 鎌倉風致保存会の総資産額は、平成11年度末見込みで約7億円に達している。

● 鎌倉風致保存会ニュース

第1号



御谷の草刈りに励むみどりのボランティア

第2号



朝比奈切通で中世城塞都市の遺構の説明を聞く歴史見学会参加者

表3 平成12年度（財）鎌倉風致保存会の事業日程（抜粋）

月	一般行事	みどりのボランティア 一般公開募集事業	みどりのボランティア 経験者対象事業	その他
10月	大佛茶亭一般公開 歴史見学会	北条常盤亭跡	回春院 光則寺	剪定教室
11月	クリスマスリース 講習会 自然観察会	十二所果樹園 永福寺跡	回春院	剪定教室
12月	チャリティーコン サート 誕生を祝う会	御谷山林 十二所果樹園	回春院	剪定教室
1月	大佛茶亭一般公開		回春院 笹目緑地	剪定教室 年間方針会
2月		十二所果樹園 中学生山の手入れ ボランティア	回春院	剪定教室
3月	定期会員総会	御谷山林	回春院 浄光明寺	剪定教室 定例理事会

（財）鎌倉風致保存会資料

注）（財）鎌倉風致保存会は、昭和30年代からの宅地造成ブームにより、古都の貴重な環境が失われることを憂い、これを市民自らの手で守り、永く後世に伝えたいと願う市民の努力によって昭和39年末に設立されたものであり、イギリスのナショナル・トラストが精神的な母体となっている。

活動の発端となったのは、古都鎌倉の枢要部に位置する鶴岡八幡宮裏山の「御谷」山林の開発に対する市民の反対運動で、当時2万人の署名を集めて陳情や募金運動などを積極的に展開し、開発の中止を勝ち取ることとなる。その後、この市民活動は、昭和41年の「古都における歴史的風土の保存等に関する特別措置法」制定の契機となり、さらに昭和41年の首都圏近郊緑地保全法や昭和48年の都市緑地保全法の制定にも影響を与えている。

（財）鎌倉風致保存会の活動は、鎌倉の緑の保全に大きな役割を果たした後一時停滞が見られたが、近年は市の助成もあって再び活発化してきており、歴史見学会や自然観察会等の啓発活動、ボランティアによる山林の維持管理活動等にも力を注ぐなど、市民活動の中核組織としての役割を果たしている。

なお、平成13年3月現在の会員数は、個人795名、法人20社となっている。